

## 入会金及び会費の額に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人大阪府警備業協会定款（以下「定款」という。）第 8 条に基づき、会員の入会金及び会費の額等について、必要な事項を定めるものとする。

(入会金及び会費)

第 2 条 入会金及び会費は、定款第 8 条に基づき次のとおり定める。ただし、名誉会員は、入会金及び会費は要しない。

(1) 入会金

正 会 員 の 場 合 は            5 0 , 0 0 0 円

賛助会員の場合は            3 0 , 0 0 0 円

(2) 会 費

正会員の場合は、次の「資本金別による月額会費」を毎月 5 日までに指定の銀行口座に振込み又は自動引落としにより納入する。ただし、個人企業の場合は、最低資本金と同等とみなす。(別表)

賛助会員の場合は、月額 5,000 円とし毎月 5 日までに、指定の銀行口座に振込み又は自動引落としにより納入する。

2 前項の会費以外の経費等の負担については、理事会の承認を得るものとする。

3 入会が承認された最初の会費は、理事会の入会承認があった月分からとし、入会金を合わせて納入するものとする。

(改廃)

第 3 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

### 附 則

- 1 この規程は、昭和 59 年 6 月 8 日から施行する。
- 2 この規程の一部を改正し、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。
- 3 この規程の一部を改正し、平成 3 年 9 月 1 日から実施する。
- 4 この規程の一部を改正し、平成 8 年 2 月 1 日から実施する。
- 5 この規程の一部を改正し、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。
- 6 この規程の一部を改正し、平成 11 年 8 月 27 日から実施する。
- 7 この規程の一部を改正し、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
- 8 この規程の一部を改正し、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

別表

|   | 資本金        | 基本会費    | 資本金別会費   | 月額会費     |
|---|------------|---------|----------|----------|
| 1 | 300 万円未満   | 4,000 円 | 4,000 円  | 8,000 円  |
| 2 | 300 万円以上   | 4,000 円 | 10,000 円 | 14,000 円 |
| 3 | 1,000 万円以上 | 4,000 円 | 16,000 円 | 20,000 円 |
| 4 | 2,000 万円以上 | 4,000 円 | 21,000 円 | 25,000 円 |
| 5 | 5,000 万円以上 | 4,000 円 | 26,000 円 | 30,000 円 |